

## 第8号様式記載要領

- 1 この申告書は、解散(合併による解散を除く。以下この記載要領について同じ。)をした法人がその精算中に事業年度が終了し、法人税の申告書に基づいて道府県民税の申告をする場合並びに当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の各事業年度の付加価値額、所得又は収入金額とみなして事業税及び地方法人特別税を申告する場合に使用します。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付します。
- 3 ※印の欄は、記載する必要はありません。
- 4 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載してください。
- 5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
- 6 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表20(1))の「納付すべき法人税額⑩」の欄の金額(同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額)を記載し、括弧内には、同表の土地譲渡利益金額に対する法人税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載します。
- 7 事業税の所得金額総額②の欄は、法第72条の41の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人にあっては第6号様式別表5の「所得金額再差引計⑦」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「所得金額差引計⑥」の欄の金額を記載します。
- 8 事業税の「付加価値総額⑧」の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑩」の欄の金額を記載します。
- 9 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額⑨」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計⑩」又は「軽減税率不適用法人の金額⑪」の「税額」の欄の金額を記載します。
- 10 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額⑫」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑬」の「税額」欄の金額を記載します。
- 11 「法第15条の4の徵収猶予を受けようとする税額⑭」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載します。